

平成31年4月1日

入札参加者 各位

財 務 部 契 約 課
(担当：工事契約係)

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う建設工事等の取扱いについて

1 基本的な取扱い

- (1) 平成31年4月1日以降に公告，指名通知する，平成31年10月1日以後に引渡し予定の工事等の予定価格は，消費税率を10%で計算します。
- (2) 契約金額は，入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（1円未満の端数がある場合は，その端数を切り捨てた額）を加算した合計額とします。

2 経過的な取扱い

- (1) 平成31年3月31日までに契約し，平成31年10月1日以後に引渡し予定の工事等で平成31年4月1日以後の設計変更等で請負金額を増額する場合の増額分については，消費税率を10%で計算し変更契約を締結します。
- (2) 平成31年3月31日までに契約し，平成31年10月1日までに引渡し予定の工事等で設計変更等により遅延し，引渡しが平成31年10月1日以後になるものの取扱は次のとおりです。
 - ア 平成31年4月1日までに増額の変更契約がなされているものの消費税率は8%とし，2%の加算はいたしません。
 - イ 平成31年4月1日以後の設計変更等で増額する場合は，増額分のみ消費税率を10%で計算し，変更契約を締結します。ただし，遅延理由が受注者の責による場合は，増額分について消費税率を8%で計算し変更契約を締結します。
- (3) 平成31年4月1日以後に契約し，平成31年10月1日までに引渡し予定の工事等で設計変更等により遅延し，引渡しが平成31年10月1日以後になるものの取扱は次のとおりです。
 - ア 増額する請負金額について消費税率を10%で計算します。
 - イ 当初契約時に8%としていた契約額について2%増額します。

(3) ア・イの合計額をもって変更契約を締結します。

ただし，遅延理由が受注者の責による場合は，アの増額分の消費税率は8%で計算し，イの2%増額はせずに変更契約を締結します。